事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議事項	７．　農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	協議細目	

調整方針

（案）

農業委員会等に関する法律第３４条第１項の規定を適用し、従前の市町村に設置されていた農業委員会は、引き続き存続するものとし、合併後、最初の一般選挙及びそれに続く一般選挙においては、農業委員会等に関する法律第３条第２項の規定を適用し、三つの委員会とし、各委員会の区域及び委員数は次のとおりとする。

関市の区域	選挙委員１８人	選任委員２人
洞戸村と板取村と武芸川町の区域	選挙委員１５人	選任委員３人
武儀町と上之保村の区域	選挙委員１０人	選任委員２人

その後の委員会の取り扱いについては、新市において調整するものとする。

項目　参考資料

○ 合併時に旧市町村の区域ごとにそのまま在任し、平成１７年７月２０日以降は複数の農業委員会を置く

参考例（合併時に農業委員会法第３４条第１項を適用し、平成１７年７月２０日以降農業委員会法第３条第２項を適用）

	選挙	選任	計
関　市	18	2	20
洞戸村	12	5	17
板取村	10	5	15
武儀町	10	5	15
上之保村	12	3	15
武芸川町	10	6	16
計	72	26	98

在任 →

	選挙	選任	計
関　市	18	2	20
洞戸村	12	5	17
板取村	10	5	15
武儀町	10	5	15
上之保村	12	3	15
武芸川町	10	6	16
計	72	26	98

全市町村の任期Ｈ１７．７．１９

３つの委員会を置く →

	選挙	選任
関　市	18	2
洞戸村 板取村 武芸川町	15	3
武儀町 上之保村	10	2

任期３年

合併	平成１７年７月１９日	平成２０年７月１９日	平成２３年７月１９日
在　任	三つの委員会	三つの委員会	新市において調整
９８人	関市　選挙１８　選任２ 洞戸村・板取村・武芸川町の区域　選挙１５　選任３ 武儀町・上之保村の区域　選挙１０　選任２	関市　選挙１８　選任２ 洞戸村・板取村・武芸川町の区域　選挙１５　選任３ 武儀町・上之保村の区域　選挙１０　選任２	